

仕 様 書

1. 業務名

平成30年度訪日外国人旅行者周遊促進事業
「プロダクト開発戦略策定事業」

2. 実施時期

契約締結の日～平成31年3月29日

3. 業務の目的

我が国では、「訪日外国人旅行者数については、2020年には現在の約2倍となる4,000万人、2030年は約3倍となる6,000万人」を実現するため、テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせた広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」の形成により、訪日外国人旅行者の周遊を促進し、もって地域の活性化を図ることが必要である。

また、訪日外国人の増加には地域の観光資源を磨き上げ、魅力ある観光資源を増やす事が不可欠である。

そこで、一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という）では、「せとうち・海の道」における目標（2020年までに外国人延宿泊者数600万人泊、観光消費額2,400億円）を達成するため、機構の設定したターゲットに対する滞在コンテンツの開発についての現状を調査し、2020年に向けて瀬戸内地域で取組むべき事業戦略案の策定と観光資源の磨き上げの具体的な手法の確立を目指す。

4. 業務の内容

瀬戸内地域におけるインバウンド向け滞在コンテンツの開発動向とターゲットの訪日旅行の現状等を調査し2020年に向けた事業展開の戦略とそれに基づくアクションプランを策定すること。

また、瀬戸内地域における下記ターゲットに対する旅行商品造成に係る一連のスキームを実地に調査・検証し、検証結果を取り纏めのうえ関係者にフィードバックすること。

<ターゲットイメージ>

- 国 籍：欧米豪（米・英・仏・独・豪）
- 旅行スタイル：①異文化好奇心を持つ旅慣れした知的旅行者（Educated Traveller）
②特定の趣味を旅の主目的とする旅行者（Special Interested Hunter）

I. コンテンツ開発のための基礎調査・分析業務

瀬戸内地域内のインバウンド向け滞在コンテンツの開発動向とターゲットの訪日旅行の現状について調査すること。なお、当該業務にあたっては以下の点に留意するとともに、JNTO・国・地方公共団体等が提供する既存の調査成果の活用についての検討を行い、それらを盛り込んだ提案内容とすること。

(1) 瀬戸内地域におけるインバウンド向け滞在コンテンツの開発動向調査

2020年に向けた事業戦略を考えるうえで必要な基礎情報の収集を目的とする。広域観光拠点地区11拠点29市町（詳細別紙）を中心に、インバウンド向け滞在コンテンツの開発動向について調査すること。提案にあたっては、既存の滞在コンテンツ数と2020年までの見込み造成数、各実施主体が滞在コンテンツの開発を行う際のターゲット設定について留意した調査内容とすること。

(2) ターゲットの現状調査

機構のターゲットに対する滞在コンテンツの開発に資する基礎情報の収集を目的とする。訪日旅行者数の推移・趣味嗜好・訪日旅行時におけるニーズと主要な旅行動線、訪問先と訪問目的について調査すること。提案にあたっては、ターゲットの訪日旅行の現状とターゲットから見た瀬戸内地域の位置づけが客観的に把握できる調査内容とすること。

(3) その他の調査

上記に加えて、瀬戸内地域における事業戦略及びターゲットに対する滞在コンテンツの開発に資する調査が可能であれば企画提案すること。

(4) 分析・仮説の構築

上記調査結果を分析のうえ、ターゲットに対する滞在コンテンツ開発における瀬戸内地域の優位性及び方向性について仮説を構築すること。

なお、当該調査・分析業務の詳細については、機構と協議のうえ、決定する。

II. コンテンツの開発スキームの現地調査・検証業務

滞在コンテンツの発掘から磨き上げ、販売に至る過程について実地に調査・検証し、機構のターゲットに対する旅行商品造成のスキーム案を構築すること。業務の実施にあたっては専門性を持った人材を選定のうえ現地に派遣して行うこととし、調査結果についてモニターツアーの手法により検証を行うこと。また、地域のDMO・自治体・観光協会等と連携し、地域のインバウンド受入の機運醸成を図るよう努めるとともに、調査・検証結果について関係者にフィードバックを行うこと。なお、当該業務にあたっては以下の点に留意のうえ企画提案すること。

(1) 現地調査業務

滞在コンテンツの開発に係る一連のスキームを調査するため、広域観光拠点地区11拠点29市町を中心に5つ以上の地域に調査員を派遣し現地調査を行うこと。

現地に派遣する調査員については、当該業務の目的達成のために必要な経験（滞在コンテンツの開発、旅行商品造成等）を積んだ者を選定のうえ、5名以上提案すること。

調査結果については機構のターゲットに対する誘客プランとして最低でも5つ以上の地域で取り纏めを行うこと。

提案にあたっては、調査可能な地域の数と当該業務に従事可能な調査員の人数、調査員の略歴と過去の実績及び派遣期間等を具体的に明記すること。

■ 誘客プランの内容

- ・調査対象地域の現状調査について（ゲートウェイ・観光資源・宿泊施設・飲食店等、機構のターゲット誘客に資する情報を中心に調査すること）
- ・機構のターゲット誘客に資する滞在コンテンツの発掘と磨き上げについて（機構のターゲットから見た訪日旅行における調査対象地域の位置付けやターゲットニーズとの親和性を検討して調査すること）
- ・上記の滞在コンテンツを組み込んだ滞在プランについて（調査対象地域における2泊3日程度の滞在を想定して調査すること）
- ・滞在コンテンツや滞在プランの機構のターゲットに対する有効な販売方法について
- ・その他、機構の設定するターゲットの誘客に資する事項について

なお、調査対象地域、派遣する調査員、調査内容の詳細については機構と協議のうえ、決定する。

(2) モニターツアーによる検証業務

上記(1)で誘客プランを取り纏めた5つ以上の地域について、旅行業界の関係者を招いたモニターツアーを実施し、誘客プランの検証や滞在プランを機構のターゲットに向けて旅行商品化する際の課題等を抽出すること。

招請するモニターについては、当該業務の目的達成のために必要な経験を積んだ者を選定のうえ、5名以上提案すること。

提案にあたっては、招請可能なモニターの人数、略歴及び提案理由を具体的に明記するとともに、以下の内容を踏まえて企画すること。

①業務予算

- ・「(2) モニターツアーによる検証業務」の予算額は200万円を上限に企画すること(※上記予算額を超える提案は行わないこと)。

②実施時期・実施期間

- ・平成31年2月頃の実施を目処に企画すること。
- ・3泊4日以上(瀬戸内地域内部分)で企画すること。

③視察地(コース)

- ・誘客プランを取り纏めた5つ以上の地域すべてをモニターツアーの対象として訪問すること。
- ・対象地域の滞在コンテンツや滞在プランの魅力が効果的に体験できる行程となるよう、調整・準備すること。
- ・上記を踏まえ、モニターツアーの実施日より2週間前を目処に詳細を決定すること。

④招請会社及び招請人数

- ・モニターツアーへの招請は最低5社5名以上とし、機構のターゲットとの親和性や当該業務の目的を考慮した人選とすること。

⑤宿泊

- ・宿泊について、1名1室の利用を基本に企画すること。

⑥利用航路

- ・瀬戸内地域に招請する際の利用航路は定期航空路線を利用し、航空機はエコノミークラスの利用を基本に企画すること。

⑦移動手段

- ・瀬戸内地域内での移動は③視察地(コース)を効率的に訪問できるよう、公共交通機関や専用車両の利用を基本に企画すること。
- ・クルーズやサイクリング、レンタカードライブ等、移動手段が滞在コンテンツを兼ねるケースも想定して企画すること。
- ・有料道路の利用料や駐車料金等、ツアー催行に伴う費用は本事業費に含めること。

⑧通訳案内等

- ・被招請者に通訳が必要な場合は準備すること。

⑨専任担当者の随伴

- ・モニターツアーによる検証結果の取り纏めを行う担当者をツアーに随伴させること。

⑩検証項目

- ・被招請者に対して実施するヒアリングやアンケート調査等の検証方法や内容について、それぞれの地域ごとに企画・準備すること。

⑪その他

- ・機構や関係者との間でモニターツアーの催行に必要な事前調整を十分に行うこと。
- ・機構職員1名分のモニターツアー帯同に係る費用について本事業費に含めること。
- ・モニターツアーの行程上必要となる移動手段や宿泊等について手配するとともに、これらに係る費用については本事業費に含めること。
- ・滞在コンテンツの体験費用や施設入場料、参考資料の購入、被招請者のツアー参加中の万一の事態へ対応する保険等、ツアーの円滑な実施に必要な経費については本事業費に含めること。

なお、実施時期、視察地、招請者等、モニターツアーに係る詳細については機構と協議のうえ、決定する。

(3) 調査結果の取り纏めとフィードバック

上記(1)及び(2)の結果を踏まえて調査結果の取り纏めと誘客プランの見直しを行い、5つ以上のプランについて旅行商品として造成すること。調査結果については(1)及び(2)の関係者にフィードバックすること。また、見直しを行った地域の滞在プランについては以下の内容を踏まえて取り纏めること。

■滞在プランの取り纏め

- ・機構のターゲットにとって魅力的な内容となるよう企画すること。

- ・テキストや使用する写真等、掲載情報については請負業者の責任において収集するとともに、必要な掲載許可等を取得すること。
- ・言語は、日本語版と英語版の両方で取り纏めることとし、翻訳にあたっては日本語を単純に翻訳するのではなく、外国人目線で行うこと。
- ・対象言語を母国語とする翻訳者と日本語を母国語とする翻訳者の複数体制で行い、日本独自の表現に対しても適正なものとなるよう考慮すること。
- ・滞在プランは1地域につき、構成・レイアウトも含めてA4版縦型、4ページ以内で取り纏めるよう企画すること。

(4) 旅行商品造成のスキーム案の作成

上記(1)及び(2)の結果を踏まえて機構のターゲットに対する旅行商品造成のスキーム案を作成すること。なお、スキーム案の作成にあたっては、以下の内容に留意すること。

■旅行商品造成のスキーム案

- ・ターゲットニーズについて
- ・ターゲットに対する地域の観光資源の選定について
- ・ターゲットに向けた商品の企画について
- ・テストマーケティングについて
- ・企画の旅行商品化について
- ・旅行商品の販売方法について
- ・プロモーションについて

Ⅲ. プロダクト開発戦略策定業務

瀬戸内地域におけるインバウンド向け滞在コンテンツの開発動向と機構のターゲットの現状、滞在コンテンツの開発に係る一連のスキームを踏まえて、2020年に向けた瀬戸内地域で取り組むべき事業戦略案を策定すること。なお、当該業務にあたっては以下の点に留意のうえ企画することとし、過去に類似の業務を行った実績がある場合はその内容を提案書に盛り込むこと。

■戦略案の策定にあたって留意すべき事項

- ・瀬戸内地域における外国人延宿泊者数と観光消費額の目標達成に向けたKPIを戦略案に組み込むこと。
- ・瀬戸内地域の広域観光拠点地区(11拠点)を基本単位に、機構のターゲットに対する誘客プランのアウトライン(フレーム)を検討すること。
- ・上記アウトラインに基づいて滞在コンテンツの開発を行う際のせとうちDMOと地域との連携のあり方や効果的な事業の遂行体制について検討すること。

なお、戦略案の策定にあたっては機構と十分な協議を行うこと。

Ⅳ. 報告会の参加

当該事業の成果について、機構が瀬戸内地域で開催する会議で報告を行うこと。会議参加のための旅費及び人件費、資料の準備費等、必要な経費については本事業費に含めること。なお、会議の開催場所や開催日時については受託者と協議のうえ決定する。

5. 報告書提出

(1) 提出物

事業実施報告書(カラー) 40部

報告書、調査集計データ、その他の成果物を保存した電子媒体(CD又はDVD) 40部

(2) 提出場所

一般社団法人せとうち観光推進機構に4部、兵庫県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県及び11拠点29市町の観光主管課宛に各1部ずつ郵送のこと。

- (3) 提出期限
平成31年3月29日(金)

6. その他

- (1) 当該仕様書に記載されている以外に検討・実施すべき事項として、現時点で想定しうるものがあれば、その有効性と詳細な内容について、記載すること。また、過去に実施した類似の調査戦略策定業務の実績についても記載すること。
- (2) 本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む。）は、期間の制限なく無償でホームページ、印刷物等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配付等）することを想定し、二次利用可能な権利関係に関する著作権の許諾等の手続きを行うこと。また、本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、機構に帰属するものとする。
- (3) 業務の実施に際しては、実施状況を定期的に報告するとともに、機構との連絡調整を十分に行い円滑な事業実施に努めること。
- (4) 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。
- (5) 業務の実施に伴い知り得た機構及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。
- (6) 機構は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (7) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに機構に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、予め機構の承諾を得ること。
- ・再委託する業務の範囲
 - ・再委託する合理性及び必要性
 - ・再委託先の業務履行能力
 - ・再委託業務の運営管理方法
- (9) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、機構は契約を解除して損害賠償させる場合がある。

広域観光拠点地区市町一覧（11拠点29市町）

広域観光拠点地区	関係市町
下関	山口県下関市
山口・萩	山口県山口市・萩市
広島・宮島・岩国	広島県広島市・廿日市市, 山口県岩国市
松山・内子	愛媛県松山市・大洲市・内子町
瀬戸内しまなみ海道 (尾道・今治)	広島県尾道市・福山市・竹原市, 愛媛県今治市
岡山・倉敷	岡山県岡山市・倉敷市・備前市
高松・直島・琴平・小豆島	香川県高松市・直島町・琴平町・小豆島町・ 土庄町
大歩危・祖谷	徳島県三好市
徳島・鳴門・淡路島	徳島県徳島市・鳴門市, 兵庫県淡路市・洲本市・南あわじ市
姫路	兵庫県姫路市
神戸	兵庫県神戸市